

3 言語化された理念や方針(倫理綱領を含む)の有無、その内※可能であれば、写しをご提供ください。

4 手順書の有無、策定年月日、その内容 ※可能であれば、手順書(写)や様式等についてご提供ください。

5 適正で有効な養子縁組あっせんを行うために必要なこと(意見・提言)

6 適正な事業を安定・継続するために必要なこと(意見・提言)

7 その他

## 調査票B(ヒアリング調査)

※手順書の提供があった場合、それを確認した上で、以下の項目に沿って聴取する。

- I 実親への支援 ※実母の体調・精神状態が良好でない場合の対応方法、相手方男性や実母の家族からの協力や反対などについても念頭において
- 1 実親からの相談や申し込みをどううけるか。
  - 2 子どもの要保護性をどう認定するか
  - 3 実親の意志の確認の方法
  - 4 養子縁組を希望していた実親が自ら(親族による養育を含む) 養育する意志を示した時の支援方法
  - 5 前項の場合において、その養育が適切に行われない恐れがあると認めた場合の対応方法
  - 6 親子分離後の支援、フォロー(縁組後はⅧにあり) ※喪失の哀しみなど精神面のみではなく、家族関係の調整や生活課題への対処を念頭に。
- I-2 妊婦・実母の状況  
精神疾患、薬物依存、アルコール依存、HIV感染、外国籍  
被虐待(身体的暴力、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待)、不登校、  
相手方男性の状況(行方不明、暴力団関係者、近親者等)
- I-3 実親支援における関係機関・専門機関との連携
- 1 市町村及び福祉事務所
    - 要保護児童対策地域協議会
    - 母子保健
    - 児童福祉
    - 保育
    - 入院助産の適用
    - 生活保護
    - DV、婦人保護、母子保護(母子生活支援施設)・  
その他
  - 2 児童相談所
  - 3 警察署
  - 4 その他
- II 実親への支援とあっせんの開始
- 1 実親の申し出どおり、養子縁組あっせんを行う場合の手順
  - 2 承諾書・申込書・同意書の書式
  - 3 承諾・申込み・同意の手順と方法
- III 養親候補者の受付、登録、研修、養育準備等
- 1 広報・受付の方法
  - 2 受付条件、考慮の条件等
  - 3 書類・書面審査の方法等
  - 4 面接調査の回数・方法等
  - 5 家庭訪問の実施の有無。実施している場合には内容等。
  - 6 面接調査(家庭訪問を含む)を行う際に実施しているアンケートや種類等の提出など
  - 7 面接調査において聴取する内容等
  - 8 養親候補者と同居するものがあつたときに行う家族面接の有無や内容等
  - 9 養親候補者の養育力(強みや課題の把握など。養親としての的確性)を判断するポイント
- IIIの2 養親希望者の状況のうち独身者、高齢、同性パートナー、その他判断に迷う例などの有無や例あっせん事業者と養親候補者となることを希望する者との間で起きたトラブルの有無とこれの内容、対策

- IV 子どもへの支援、養子縁組あつせんを行う場合において養親候補者による養育が開始されるまでの養育等  
※多くが新生児を念頭においたものであることから、そうでない場合は、設けた項目をもとに調査者がアレンジする。
- 1 出生届の提出方法
  - 2 命名についての考え方、方法等
  - 3 入院中の実父母・親族との交流等
  - 4 実父母による養育を断念する場合の判断基準、時期、プロセス等
  - 5 前項の判断の的確性を担保するための仕組み等
  - 6 養育者が誰になろうとも必要となる社会サービスを保障するための手続き等(住民票、健康保険の加入等)

IVの2 マッチング及び養親候補者による養育の開始時期(次項の中で、詳細に聞き取りを行う。ここでは考え方)

- 1 時期や考え方
- 2 実親同意の保留期間についての意見

V 子どもと養親候補者とのマッチング

※両者の適合性は準備や実際の養育の中で育まれるものと思われるが、開始前における適合性判断

- 1 判断基準や考慮する事項等
  - 1の2 障害や疾病のリスク、或いは実際にそれが認められた場合の取組も含む
- 2 判断の実際
- 3 養親候補者への連絡の時期、方法
- 4 養親候補者への子や実親・養育を必要とする理由等の情報提供
- 5 この時点で、養親候補者に告知する内容等
  - 5の2 子どもの障害・疾病のリスク、実際に明らかになった場合の対処などについても念頭において
- 6 養親候補者と子や実親との交流(実親の手紙など書面を含む)
- 7 養親候補者による養育の開始のための準備(関係機関への連絡、研修や管理された施設内での試験養育等)
- 8 養育の開始を判断する決定者、決定プロセス等

※縁組前の養親候補者による養育の準備のための支援と養育が開始された後の支援は連続したものである。  
よって、本項でも扱うべきだが、主に次項に記述。また、支援は養子縁組が成立した後の支援も同様だが、扱いは同じとする。

VI 養育の開始、児童福祉法第30条の届出、養育状況の把握、養親候補者の養育についての支援

(1) 養親候補者への直接支援

※マッチング開始後養子縁組の成立前に養親候補者からの申し出によって養育を中止した場合の対応を含む  
※養親候補者による虐待の発生の有無、これへの対策を含む。有りの場合は、その原因や背景も

(2) 養親候補者への間接支援(機関連携等)

市町村母子保健担当部署  
市町村児童福祉担当部署  
要保護児童対策地域協議会  
児童相談所  
里親会  
地域の医療機関  
その他

VII 養子縁組の申し立てに関わる支援 ※マッチング開始後養子縁組成立前に実母が「翻意」「同意撤回」した場合の対応を含む

VIII 養子縁組成立後の支援 ※養親への養育支援のみならず、実親への子どもについての情報提供・交流、実親とのトラブルなども含む  
※養子縁組後の養育の不調、虐待の発生、離縁の有無などを含む。把握されている場合には時期や理由を含む。  
※子どもに障害や疾病が生じた場合の対応。時期や内容。必要な公的支援制度についての考え方・意見などを含む

- 1 養親
- 2 養子
- 3 生みの親(成立後のみならず、子との分離以降の支援)

IX 記録の保管、子どもへの情報公開、産みの親と子どもとのやりとり、いわゆる「子の出自を知る権利」への取組

X 適正な養子縁組あっせんを継続して行うための基盤や体制についての考え方、意見

- 1人材
- 2方法
- 3事業者が整備すべき仕組み
- 4財政基盤や助成
- 5国や自治体が整備すべき仕組み、制度
- 6その他

・今後、日本で養子縁組がひろく取り組まれた場合に、養子縁組あっせんの現場でどのような困難・問題が生ずると考えるか。

・養子縁組の普及に向けて、日本国内にある諸機関（市町村、児童相談所、乳児院・児童養護施設、助産院・産科医療機関、保健センター、警察署、消防署、総合病院、寺社・教会、NPO・NGO、メディア、等々）に、どのような役割や連携を期待するか。

・今後の日本の里親制度、施設養護が担う役割について展望と希望。

### 3. 平成 27 年度産婦人科病院が行う養子縁組支援に関する研究の報告 妊娠相談と養子縁組支援との関係、公私協働を促進するための取組、 支援機関を運営するための費用等を中心に

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

#### 1 研究の目的と意義

前年度の研究では、全国 20 カ所の産婦人科病院と協力して、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会を設立し、自らの病院で養子縁組支援を行うとともに、この協議会の本部事務局の役割を果たすさめじまボンディングクリニックで行われている支援の内容についてまとめた。このことを通じて、筆者は、養子縁組支援は、妊娠・出産に何らかの困難を抱えた女性への支援と不可分の関係にあり、特に産婦人科病院が行う養子縁組支援の実際の業務においては、前者の関わりの占める割合が非常に大きいものであることを再確認した。

これらを受けて、今年度の研究では、テーマの副題に示したとおり、前年度に引き続いて、産婦人科病院であるさめじまボンディングクリニック（以下、「さめじま BC」ないし「BC」と記す）が行った支援について、他の産婦人科病院とともに設立したあんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、「あん産協」ないし「協議会」と記す）の設立後の 2 か年の実績を紹介しながら、今年度は特に、①妊娠相談と養子縁組支援との関係について、②公的機関と民間機関との協働について、③民間機関の 1 つであるさめじま BC が妊娠相談と養子縁組支援を行うために要する費用について、その現状と課題を中心にまとめる。

そして、これらの全体を通じて、この国において、子どもの福祉を第一に考慮した養子縁組支援の実践手続きを明らかにすることに寄与することを目標とする。

#### 2 研究方法

中間報告を行った前年度と同様に、筆者は今年度も、さめじま BC における養子縁組支援（妊娠相談を含む）の活動及びこれを適切化するための活動に、外部福祉専門職として関与した。この研究は、平成 27 年 4 月 1 日から同 12 月末日までのかかわりを通じて把握した内容をまとめる参与観察と、この活動に付随して、当該研究報告のために、さめじま BC が有するデータの中で、提供が可能とされたものを、改めて研究報告用にまとめ直すという資料の再整理・再分析による。

なお、期間内に、筆者が直接さめじま BC 関係者とやりとりした回数は、養親候補者の第 2 次面接（中間報告書参照）への同席や打ち合わせ等（4 月 17 日、5 月 15 日、

6月16日、7月21日午前、9月9日、12月9日、12月21日)と事例検討会(7月21日午後)のための訪問と、後述するセミナー企画の打ち合わせのためにBCスタッフによる筆者宅へ来訪(9月2日)および、埼玉県さいたま市で行われたあん産協事務局(さめじまBC)主催セミナー(12月15日)に進行役として参加した合計9日間である。また、筆者は、この他に電話とメールによって、随時、さめじまBCの事務長鮫島かをる氏と同スタッフの赤石達樹氏他と資料のやりとりや情報交換・協議を行った。以下は、調査項目毎の具体的な方法である。

(1) あん産協発足後の2年間の活動内容等の整理・報告

ア 実母等からの相談、養親希望者からの問い合わせとその後の面接調査や養子縁組支援の実施状況等

これについては、概ね統計的な数値のみの情報であり、さめじまBCから提供されたデータの内容をそのまま使用した。

イ あんしん母と子の産婦人科連絡協議会の養子縁組支援における対応等の変化・団体発足時と2015年12月末日現在の比較

筆者が、この研究の中間報告の際に作成した図表「あん産協の対応の変化2013年9月と2015年3月の比較等」に、2015年12月1日現在の状況を、協議会の事務局長である鮫島かをる氏に、「自己評価」として記入して頂き、これに、参与観察等を通じて得た筆者の所見を書き加えたものを新たな図表として作成(更新)した。

(2) 児童相談所や市町村との連携についての現状の確認と課題解決のための取組の把握

あんしん母と子の産婦人科連絡協議会の本部機能を担うさめじまBCが、児童相談所や市町村との協働を促進するために2015年度におこなった取組の内、筆者が何らかのかたちで関与した次の5つの事項について、BCの鮫島かをる氏と、2015年度からBCに配置された社会福祉士の赤石達樹氏と筆者との3者の協議を経て、その内容を整理・記録した。

ア 中間報告で概要をまとめた6事例と、これに1事例を加えた7事例の分析

イ 新たな外部社会福祉専門職3名の養親候補者選考面接への参加

ウ さめじまBCの支援事例についての事例検討会の実施

エ 埼玉県内の児童相談所職員、市町村職員等を対象としたセミナーの開催

オ BC職員による第2次面接を修了した全養親候補者宅への家庭訪問の実施

注：中間報告で示した6事例(元事例の本質を損なわない範囲で加工し、他の事例の要素を取り込んで作成した)に、更に1事例(同様の加工・修正を行った)を対象として加えた上で、元事例の1年後の状況なども踏まえて、関係機関との連携や協働における課題を中心に整理した。その際には、事例毎に、昨年度の報告の時点で

作成した事例の概要に、さめじま BC と関係機関・者によって行われた支援の状況を表す新たな図表（以下、「フロー図」と記す）を作成し、若干の説明に加えた。（以下の（3）のウの項目参照）

ここで、中間報告の時点では取り上げなかった新たな事例を対象として加えたのは、先の6事例の元事例のうちの3事例は、養子縁組の支援を実際に行った例ではあったものの、実母の年齢が、それぞれ20代の前半と後半、30代の事例であり、BCの支援の全体の中では対応の頻度が最も高い10代で妊娠・出産し、自ら養育することが難しく、祖父母等の親族とも協議し、全員が一致して子の福祉を考慮して、産んだ子どもを養親候補者の養育に委ねるといった典型的ともいえる事例が対象に含まれていなかったことによるものである。

### （3）事業運営に必要とする費用や経済的基盤の現状の把握

さめじま BC が行っている養子縁組支援（妊娠相談、入院助産、養子縁組のあっせん、試験養育期間における養親候補者への養育支援、養親候補者の家庭裁判所への申し立てへの支援、その後のフォロー等を含む）に関わる費用について、以下の3つの方法により、これに要する費用の実際について把握或いは算定するように努めた。

また、これとともに、現在は十分には行われているとは言えないものの、本来は行うことが期待される内容については、これを実際に行った場合に生じると予測される費用があることを記述した。

ア 平成27年度において、さめじま BC の養子縁組支援（あんしん母と子の産婦人科連絡協議会全体の活動に要した費用を除く）のために支出されたことが明らかな事業費（人件費を除く）について、広報啓発のために要した費用、養親のリクルート及び選抜のために要した費用、養親の研修のために要した費用、実親についての調査及びケアに要した費用、子についての調査・ケア・調整に要した費用、家裁への申立支援を含む養親と子どもの地域での生活を支援するために要した費用、アフターケア等その他の支援に要した費用の項目毎に、以下の調査様式1に記載してもらうことによって再計算し、その記載内容をもとに、さめじま BC の関係職員からヒヤリングを行い、その内容をまとめた。

調査様式 1

さめじまボンディングクリニック 養子縁組あっせん事業 収支決算(2014年度)								単位 千円	
収入				支出				備考	
大項目	小項目	金額	備考	大項目	小項目	金額	備考		
				広報啓発					小計
				養縁の リクルート 選抜					小計
				養縁の 研修					小計
計									小計
<b>医療・看護として 実費負担ない公費で賄われる費用</b>									
大項目	小項目	金額	備考	実習について の診査、ケア					小計
小計									小計
<b>医療・看護として 実費負担を求められず及び公費で賄われず、且つ、養親に負担を求めない費用</b>									
大項目	小項目	金額	備考	子についての 診査、ケア、採 取に要する費 用					小計
小計				養縁と子ども の地域での生 活を支援する ための費用、 養親への相互 支援を含む					小計
<b>医療・看護として 上記以外で、養親に負担を求め費用</b>									
大項目	小項目	金額	備考	アフターケア 等その他に要 する費用					小計
小計				計					小計

注 あんしん産後全休に要する費用は、加配病院で採分すること、これによりがない場合には、単独で実施した場合に要する費用を記入すること。

イ さめじま BC において、平成 26 年度に、さめじま BC の養子縁組支援（あんしん母と子の産婦人科クリニック全体の活動に要した費用を除く）のために支出したことが明らかな人件費について、①この支援に関わる職員の人件費全体の額、②その職員の業務の内、この支援に関わる業務の内容と業務全体に占めるこの業務の割合（エフォート率）を出して、①と②を乗じることにより、職員毎に、所要額を算定し、これを合計することによって、さめじま BC の養子縁組支援に要する人件費の総額を試算するように試みた。

なお、さめじま BC では、平成 26 年度においては、実施が少なかった子どもを託す前の養親候補者宅への家庭訪問やその養親候補者が居住する地域に所在する関係機関への訪問等を行うために、また、その他増大する一方である様々な業務に対応するために社会福祉士 1 名（常勤・専任、この業務へのエフォート率 100%）を増員した。この職員のこの支援にかかわる平成 27 年度の人件費の総額（予定額、推計値）についても、併せて、これを提示して頂いた。

なお、この作業を行うにあたっては、筆者が作成した以下の調査様式 2 を予め記入してもらった上で、このうちの開示可能部分のみを提供してもらうこととした。



さめじまボンディングクリニックにおいて、養子縁組支援に従事する職員の人件費(単位千円)							
番号	記号	職種	養子縁組あっせん支援 へのエフォート率(全体 を100とした場合) A%	その中で、もっぱら さめじまボンディング クリニック以外の加盟 病院の業務に関わる 業務のエフォート率 (全体を100とした場 合) B%	人件費の年額 C	さめじまボンディ ングクリニックの養子 縁組支援のための 人件費 D= C×(A-B%)	主な業務内容
1	A						
2	B						
3	C						
4	D						
5	E						
6	F						
7	G						
8	H						
9	I						
10	J						
11	K						
12	L						
13	N						
14	M						
15	O						
16	P						
17	Q						
18	R						
19	S						
20	T						
21	U						
22	V						
23	W						
24	X						
25	Y						
26	J						
計	-	-	-	-			

ウ 前述した調査(2)で分析の対象とした7事例について、さめじま BC において支援した内容に基づき、縦軸を医療・看護における自機関・他機関と福祉・保健における自機関・他機関の4領域と横軸を出産前と出産後に分ける計8領域に分け、それぞれの領域に a から h の符号をつけた上で、行った支援の内容別に、総費用、公費負担額、本人負担額(実母ないしその保護者或いはパートナーが負担した額)、支援機関負担額(病院の持ち出しによって賄った額)、養親負担額、その他の者の負担額の項目ごとに計上して頂くことにより、その合計額を明らかにして頂くように求めた。これにより、支援事例毎に要した費用とその負担者別の内訳を教示して頂くことにした。

実際の作業にあたっては、まず、筆者が、あらかじめ作成した調査様式3に、BCの支援担当スタッフから聴取した内容を事例毎に記入したものを作成した上で、調査様式4とともにさめじま BC に送付し、調査様式4に、さめじま BC の会計を担当するスタッフの方に実際の内容を記載してもらおうという方法によった。

なお、この項において、調査様式3と同4に記載してある内容は、妊娠及び出産において、トラブルや異常が無い場合で、妊娠23週までは4週間ごとに妊婦健診を受け、その後の24~36週では2週間毎に受け、36週以降では毎週受け、産後1カ月健診でも問題が認められなかったという架空例のものである。これを見ると、このような例の場合の公費負担額は520,800円、本人負担の額は210,000円となり、クリニックの収入は730,800円となると読み取れることになる。



### 3 倫理的配慮等

筆者が、さめじま BC から提供頂いたデータ及び参与観察によってまとめた内容については、公表前に、その内容をさめじま BC の代表であり、且つ、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会の代表である鮫島浩二氏と同クリニック事務長兼同協議会の事務局長である鮫島かをる氏に事前に送付し、閲覧・確認をして頂いたうえで、修正に応じ、修正後の内容についても再度確認して頂いた。

また、養親候補者や特定妊婦の相談事例に係わる情報や内容については、個人が特定される内容を削除するとともに、その事例の本質を変えない範囲で、省略・改変・他の事例と統合するなどの加工を行った。よって、一部の事例については、複数事例の要素を組み合わせることで筆者が作成した架空事例となっていることを申し添える。

### 4 研究結果

この項は、研究方法の項に示した方法によって得た結果を、基本的には、そのまま記す。ただし、その内容の内、公表することが、支援した当事者等の不利益（個人の特定につながりかねない）やさめじま BC の病院経営及び養子縁組支援の事業運営にとって不利益（給与額など職員の個人情報の公表等）となる可能性がある事項が含まれている場合には、その部分について、筆者が、その一部を削除または改変した。

#### (1) あんしん母と子の産婦人科連絡協議会発足後の2年間の活動内容等の整理・報告

ア 実母等からの相談、養親希望者からの問い合わせとその後の面接調査や養子縁組支援の実施状況等

<協議会本部に問合せ・相談のあった各月毎の件数、内訳>

2013年9月8日(あんしん母と子の産婦人科連絡協議会の設立日)~2014年8月末												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
メール	282	131	133	150	130	91	90	98	72	74	85	68
電話	76	24	18	4	10	3	5	4	3	4	6	7
2014年9月1日~2015年8月末日												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
メール	41	50	55	59	46	45	43	44	46	60	32	25
電話	2	0	0	1	2	4	0	3	0	3	0	1

注：2013年9月から2014年1月の数が多いのは、協議会の設立をTVなどのメディアが複数回取り上げ、放映・報道されたためと思われる。

<加盟する支援機関4ヶ所で行った養親となることを希望する方への対応>

2013年9月8日~2015年8月末日						
特別養子縁組成立	試験養育期間中	マッチング待機	本部面接後 養親候補者登録数	本部面接実施数	一次面接通過数 (さめじまBCのみ)	一次面接実施数 (さめじまBCのみ)
18	15	7	25	26	50	63

注：さめじまBCは、協議会加盟4機関の本部として、各機関が行った第1次面接通過者の第2次面接を行っている

＜養子縁組を希望する実親からの相談件数とこれに対して支援した状況＞

2013年9月8日～2015年8月末日までに、71件の相談があり、その後の状況は、次のとおりである。 2015年12月15日現在

養子縁組が成立	試験養育期間中	実母が養育	児童相談所の対応	他団体の支援を選択	死産・流産・その他	途中で音信不通	計
18	15	23	6	2	2	5	71

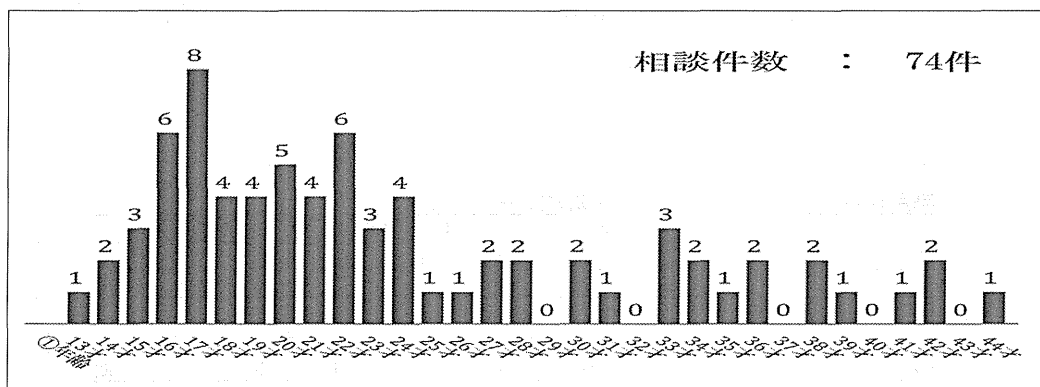
注：1 養子縁組が成立または、試験養育期間中のものの合計は33件であり、全体の46.5%である。

2 実母が養育することを決めたものの割合は、32.4%となり、協議会設立前の実績13.6%（66件中9件）に比べ、大きく増加している。

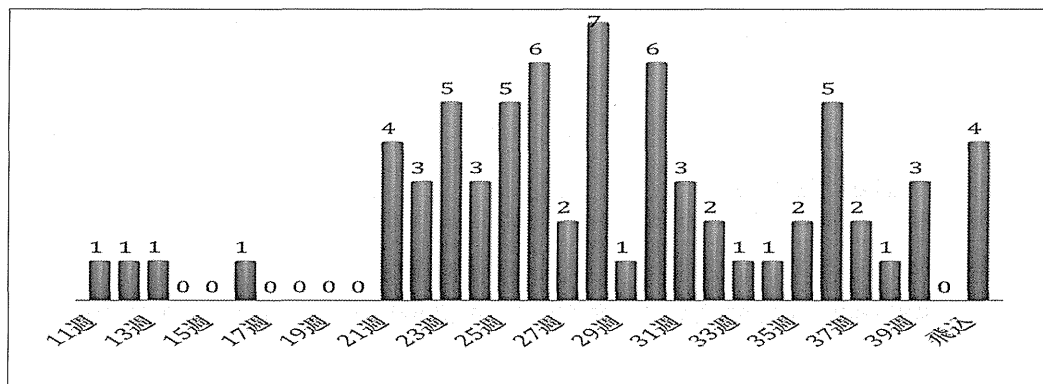
3 実母が養育することを決めた23件の内訳は、未婚のまま養育しているものが15件、パートナーと結婚して養育しているものが1件、もともとパートナーと婚姻関係にあったものが7件である。

※以下は、母数が異なり、上記内容と完全に一致するものではないが、妊娠相談を受け、初診を行った際の実母の年齢とその妊娠週数である。協議会の報告資料から、そのまま引用する。

＜実母の年齢＞



＜初診時の週数＞



イ あんしん母と子の産婦人科連絡協議会の養子縁組支援における対応等の変化・団体発足時と2015年12月末日現在の比較

	A	B	C	D	E	F
	項目	発足当初の対応	2015年3月末時点の状況	関与(筆)者が伝えて来た意見等	2015年12月15日現在のさめじまBCの自己評価	2015年12月末日時点の関与(筆者)の所見
1	養親候補者との院内面接	基本的な面接技術が不足。「思い」「意志」が重視される傾向がある。	面接技術が向上している。初回面接後にどう対処したかを重視している。	基本情報の取得や実際の出来事にどう対処したかを確認すべきではないか。	面接者が第三者委員から学び取ったことを元にして養親候補者への向き合い方が変わってきた。	面接技術が向上している。面接前の事前協議と振り返りが、効果的に活かされている。
2	家庭訪問による家庭調査	家庭訪問は、ほとんど実施していない。	必要に応じて実施している。ただし、遠方である場合には対応が困難である。	全事例家庭訪問すべき。全家族員の状況や環境調査が必要である。	家庭訪問時の見て来る視点も向上してきた。養親候補者の親族とも家庭訪問中に会って来ることも多い。	2015年度については、全数家庭訪問を実施。住所地の関係機関への訪問を併せて行うこともある。
3	妊娠に困難を抱える女性についての相談等の受付	本人からのメールや電話での問い合わせから開始される。	左記の他、医療機関からの紹介等が増加している。	相談の継続に苦慮しながら丁寧に対応。一方抱込みの傾向が有るのではないか。	行政機関との連携に課題も残るケースもあるが、埼玉県内では、概ね良い連携が取れるようになってきた。	適切な連携やすみ分けのためには、定期的な協議や事例検討会などの実施が必要と思われる。
4	妊婦自身の状況の把握	妊婦本人に寄り添った対応、担当等による丁寧な聞き取りを実施している。	同左。必要に応じて、関係機関と連携している。要対協で個別検討会を要請している。	本人との深い関係形成が強み。一方他機関の意見も重視すべきではないか。	必要に応じて、行政機関が持っている情報を提供してもらえるようになってきている。	民間機関であるため、調査権限がない。独自にできる社会調査には限界がある。
5	妊婦の環境についての把握	妊婦本人等の説明をそのまま事実と受け止める傾向が有る。	本人の説明を大切にすることが、行政との連携の重要性を認識している。	生活基盤の崩壊や前世代から続く困難について更に重視すべきではないか。	本人の強い抵抗感があっても、危険があると認識する場合には行政に通告する。この場合には、本人との関係に隔たりが起きることもある。	同上
6	特定妊婦についての市町村、児童相談所との連携・協働	連携・協働の重要性を理解しているが不信も強い。	成功体験を重ねて改善している。信頼と不信が混在している。	本人の抵抗感が投影され、危険があっても通告等が遅れる傾向が有るのではないか。	埼玉県内では、児童相談所が相談を受けた当事者に当協議会を推薦し、対応する例が増えて来ている。	母親が入院している場合、行政側には「保護されている」「安全が保たれている」と映ってしまい温度差が生じやすい。
7	養親候補者に子を託すことについての実母等への意志確認	本人に寄り添った丁寧な聞き取りを行っている。出産後に最終確認をしている。	同左の取り組み方針の徹底を進めている。家族の参加を重視している。	出産後の交流制限はすべきではないか。家族の養育力の把握に課題があるのではないか。	出産後も本人の意向を丁寧に聞くように努めている。必要に応じて、家族との調整に取り組んでいる。その結果、自ら養育することへ転換するケースも多くなっている。ただし、対応はより難しくなり、葛藤が生じる場合もある。	家族面接、特に緊張や葛藤が高まる場面で行われる家族面接であることから、高い技術、豊富な経験が必要である。
8	子の命名、出生登録	実親が養子縁組を希望する場合は、原則実親が行う	「状況に応じて実親が行う・養親が行う・両者で行うの中から選択する」を経て、「原則実親が行う」に推移しつつある。	実親による命名登録が原則ではないか。出来ない場合に養親が行うとすべきではないか。	命名については、実親が行うことを原則としている。養親もよく理解して、それを受け入れている。	子どもと実親の利益を、自己の利益と同等に思い遣らすことができるかは、養親候補者の資質を判断する上で重要である。ただし、ありのままの思いを表出できるやりとりがあることが前提となる。
9	子の要保護性の認定	本人からの聞き取りが中心。環境調査に限界がある。	行政と協働する必要性を認識しているが、実績は今後の課題	深刻に受取る例と軽度で捉える例が混在しているのではないか。行政との連携に課題がある。	判断のためには、民間機関として得られる情報だけでは難しい面がある。地元での児童相談所とは適切に連携ができていないが、課題が残る場合がある。	非常に丁寧に対応されている。ただし、生後間もない時点で親子分離を決定することであることから、第三者の何らかのチェックが必要と思われる。
10	実親が自ら養育することを選択した場合の支援	あん産協発足前は、実親が養育する割合は概ね1割。	1年間経過した時点では、実親が養育するのは概ね3割。	養育に課題がある場合のリスク把握が不十分ではないか。さらに行政との連携が必要である。	実親の思いが強く、家族も協力することを約束し、自ら養育をすることにこだわった場合でも、必ずしも順調に養育されるとは限らない。難しさを痛感している。	民間養子縁組支援機関の関与によって、行政側が、それに頼り、支援における当事者意識を失う(薄める)ことは危険である。
11	マッチングの方法	協議会の代表が、経験知に基づき実施している。	同左。実施件数増。事例発生時点で、養育可能者の中から選定する。	経験知の言語化が困難であることは理解できるものの、子や実親の意向の反映・参加が必要ではないか。	家庭訪問も終わった養親候補者の中から適合性が認められる方に養育を託している。時には候補者が少ないこともある。	第三者性のある委員会を設けて、マッチングの状況を定期的に報告することなどが必要ではないか。これが知見の蓄積ともなるのではないか。
12	養親候補者へのフォロー	電話等による頻繁な連絡を行っている。非公式な交友的な関係による。	同左。候補者から市町村や児相に報告。会からも直接報告するよう努めている。	夫婦家族の判断や行動の傾向を把握したうえで対応すべきではないか。標準を定めシステム化することが必要ではないか。	養親候補者で、子どもを託す前の方との連絡や相互交流を行っている。また、一部だが子どもを委託した家庭への訪問を行っている。	養親候補者の居住地域が広域であるため直接支援には限界がある。居住地の市区町村やこれを管轄する児童相談所の理解と支援が不可欠である。
13	家庭裁判所への申し立ての支援	特別養子縁組をスムーズに成立させることへの関心が強い。	普通養子についても重視するようになった。家裁の客観的評価も期待している。	子の要保護性、養親の的確性、両者の適合性の確認が重要である。	連携の実績のある家庭裁判所が増え、円滑なやり取りが可能になっている。	-

注：BからDまでは中間報告の再掲(一部表現を修正)。今年度の報告でEとFの項目を追加した。

(2) 児童相談所や市町村との連携についての現状と課題解決のための取組の把握

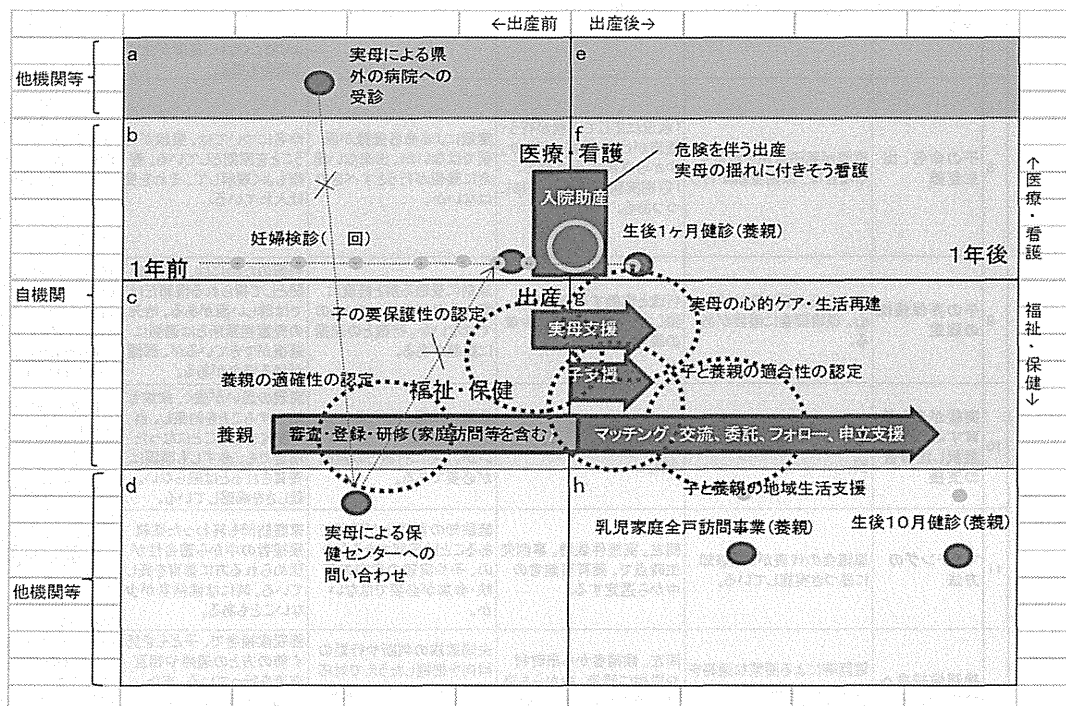
ア 中間報告で概要をまとめた6事例と、これに1事例を加えた7事例の分析

ここでは、事例毎にまとめた事例の概要（1～6については、中間報告の再掲）に、子どもの出生前と出生後、医療・看護と福祉保健（自機関と他機関）の座標を設け、それぞれの領域において行った関わりとこれについての説明を書き入れたフロー図を作成し、特に、支援機関と関係機関との連携や協働に関わる課題等について、若干の説明を付すかたちでまとめた。

<事例1>

概要：20歳代後半で未婚のAさんは、交際相手の男性との間で、子を妊娠したが、男性と別れた。妊娠検査キットを使用し、自ら確かめはしたが、その後、病院での受診はせず妊娠後期となってしまった。知人に顔を合わせることによる発覚を恐れて地元の医療機関を避けて、近隣県の病院へ受け入れを依頼する電話をした。しかし、未受診妊婦で危険であるという理由で、受け入れは難しいと言われた。併せて、住所地の保健センターに相談することを勧められた。思い切って保健センターに電話をしたが、「病院は自分で探すように」と助言されたために放置してしまっ。出産間際になって、「出産する子どもを育てることはできないので養子として託したい」とクリニックに来院した。

対応のフロー図：

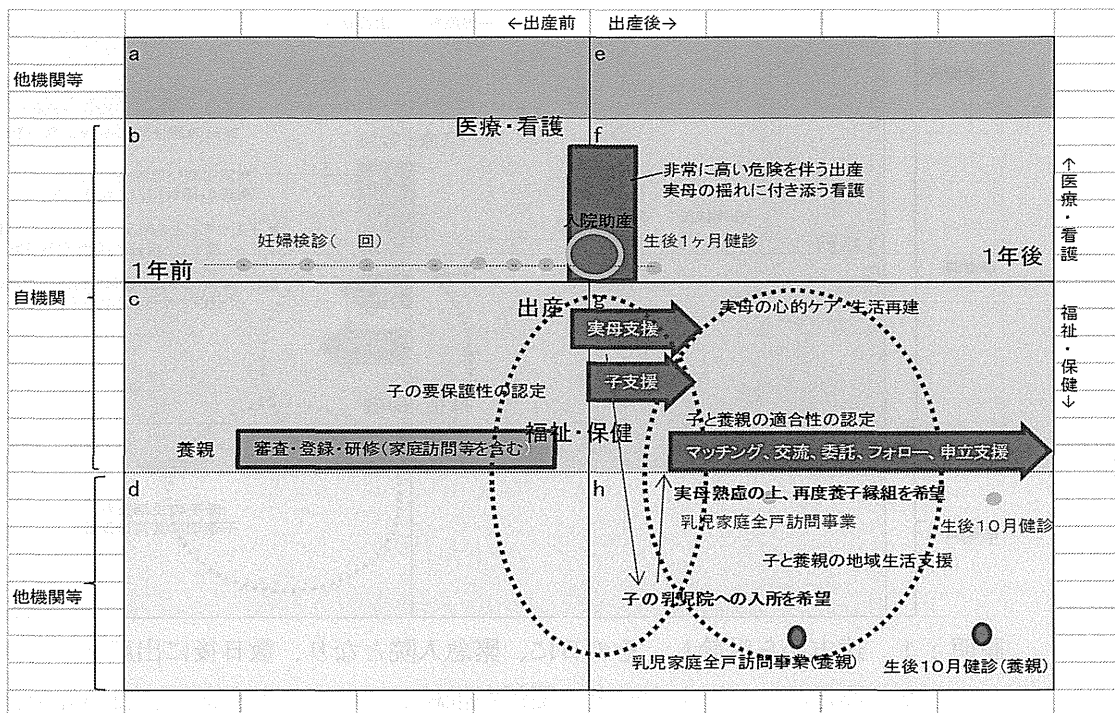


説明：実母は、結果的に出産間際にクリニックを受診した。この経過から、助産は危険を伴うものとなった。実母は、出産後も養親に子を託すことを希望した。最後まで、実母は詳細を明かすことはなかった。

<事例2>

概要：20歳のBさんは、性風俗店で働いていた。小学生の時に両親が離婚して、父親と弟と3人で暮らしてきた。しかし、父親の暴力・暴言、アルコール依存などがあり、関係は最悪だった。高校には進学したが、中途退学をした。現在住んでいるところは、風俗店が借り上げたアパートである。店からの借金もあり、風俗店との関係を断つことが難しい。子どもの父親が誰かは明らかではない。客の一人か、店関係の男性かもしれない。元々生理不順だったこと、相談できる人がいなかったことから、出産直前まで放置してしまった。所持金もほとんどなく、健康保険証も持っていない。出産間際に連絡があり入院した。この時は連休中であつたため、公的機関の窓口が閉じていた。数日後に出産した。

対応のフロー図：



説明：1 健診を受けておらず、ほとんど「飛び込み出産」と言って良い状況であり、極めて高いリスクの分娩となった。

2 実母は、出産後も揺れ続けて、自ら養育することを望んだが、生活の基盤が無いことから、生活保護の適用やいったんは乳児院に入所することも含めて、関係機関とともに支援を行った。

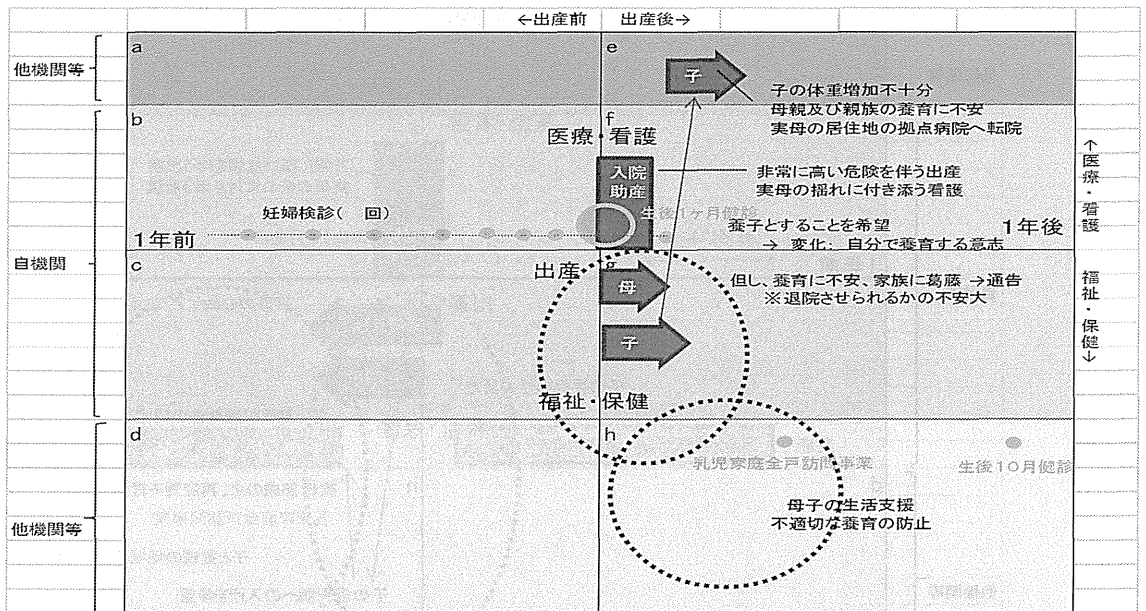
3 実母は、退院後も揺れ続け、いったんは乳児院へ子どもを預けることを希望したが、その後、熟慮の末に、クリニックを通じて養親候補者へ子の養育を託すことを決めた。

4 その後、生まれた児は、養親候補者に託された。

<事例3>

概要：Cさんは、高校2年生17歳、大学1年生の先輩と交際し、性交渉があり、子どもを妊娠した。Cさんの家は、離婚母子家庭である。交際相手は、父母と姉との4人暮らしである。妊娠に気づいたのが遅かったことから、Cさんが交際相手に打ち明けた時期も、2人がそれぞれの親に打ち明けた時期も遅かった。そのことが影響して、双方の保護者が衝突し、協力関係が築けないまま、出産の時期となってしまった。同級生等に知られないようにするために、地元の病院ではないクリニックに来院し、そのまま、その当日に出産した。Cさんは、母親と共に子どもを自宅で育てると言っているが、関係者からは、自宅は不衛生で、とても新生児を自宅で養育できる環境ではないとの意見が伝えられている。

対応のフロー図：



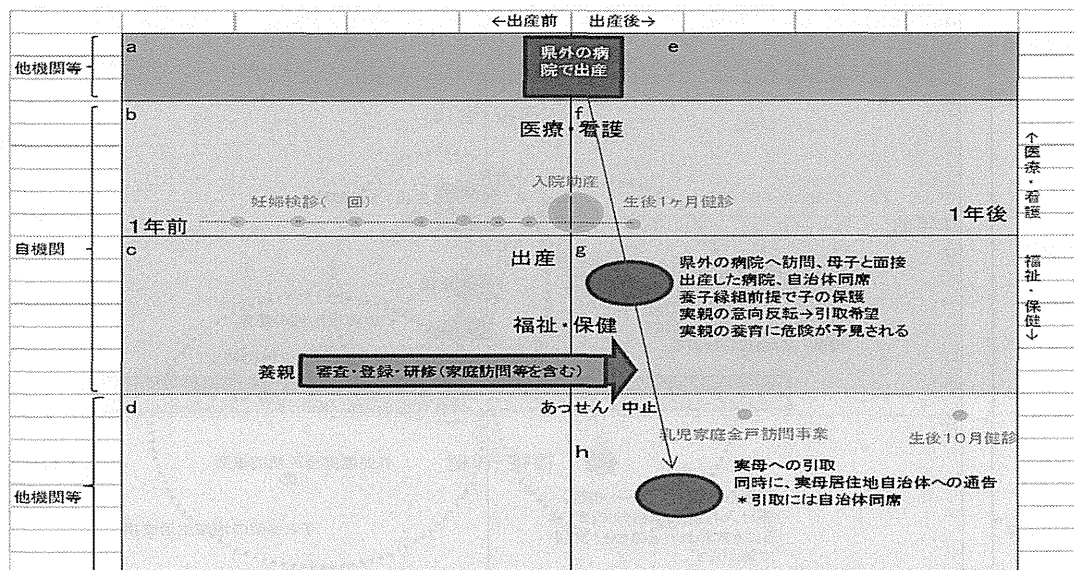
- 説明：1 遠方から受診し、その日に、緊急入院となり、数日後に出産となった。
- 2 実母は、パートナーとの関係が継続していることもあり、自ら児を養育することを希望した。
- 3 実母もパートナーも学生であること、双方の家族間に子どもの養育について意見の食い違いがあること、関係者からもたらされた情報により、実母家庭での養育には課題が多く認められること等から、クリニックから、実母が居住する地域の自治体へ「要保護児童」としての通告を行った。
- 4 一方、入院中の児は、吸飲する力が弱く、体重増加が思わしくない等状態に異常が疑われる点が認められたために、実母が居住する地域の拠点病院に連絡し、児の転院の受け入れを依頼した。



<事例4>

概要：Dさんは23歳で2回の離婚歴がある。最初の結婚で生まれた長女は、祖父母が養育している。Dさんは、その後再婚したが、その結婚も安定せず、間もなく別れた。この結婚で産まれた長男を自ら育てたが、適切に養育できず、ネグレクトで通告されたことがある。ただし、この時は、別の自治体に住んでいた。この頃、実家とは音信不通であった。Dさんは、その後新たな男性と交際し、妊娠して結婚の約束をした。しかし、これも破綻し、実家に連絡をよこし、近くの病院で出産することになった。Dさんは、妊婦健診を全く受けておらず、本人も周囲も、生まれて来る赤ちゃんを適切に養育することはできないと判断した。この為、出産した病院からの紹介で、産まれた赤ちゃんを養子として託したいとの連絡がクリニックに入った。Dさんの意向確認は、受診した病院、自治体関係者、協議会の関係者がそれぞれ行った。

対応のフロー図：

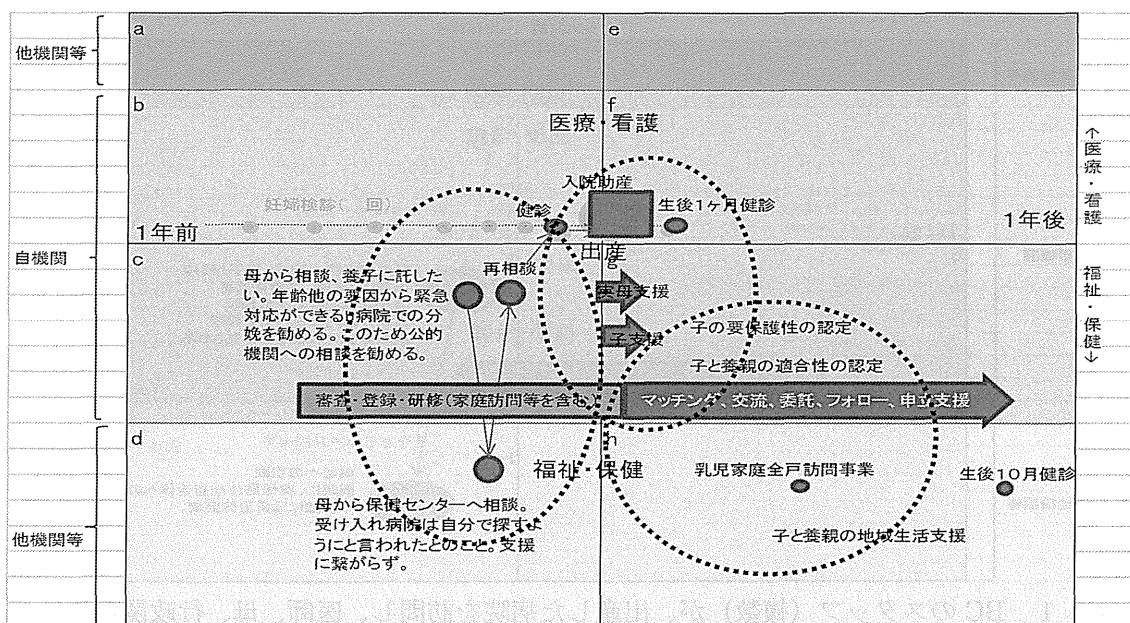


- 説明：1 BCのスタッフ（複数）が、出産した病院を訪問し、医師、母、行政関係者に会い協議した。到着日とその翌日に母と面談し、児のみをBCに連れ帰り保護した。
- 2 BCでは、養親候補者に連絡し、簡単な内容を伝え、受け入れを打診した。
- 3 まもなく、実母からBCに連絡が入り、児の写真が欲しい等の求めがあった。BCでは、ケース協議を行い、今後予測される実母の動き等について検討した。
- 4 実母からBCへの連絡が続いたために、①養親候補者の養育に託しても、実母からの介入が予想される。②実母の意向に沿って引き取りの方針とする。③ただし、適切な養育が期待できないため、母の居住地の行政に要保護児童として通告し、立ち会いを求め、母への引取りとせず児の身柄付の通告として扱うことも含めて判断してもらうことにする。④養親候補者には速やかに経過報告を行う等を決めた。

<事例5>

概要：Eさんは、離婚し3人の子どもを養育している。生活には余裕がない。一方交際相手ができ、この男性との間に子どもを妊娠した。この男性は結婚を約束していたが、妊娠が判ると別れると言い、「誰の子どもかわからない」とも発言し、連絡がとれなくなった。経済的に全く余裕がないことと、公的支援への理解が乏しく、妊婦健診を受けていない。Eさんには、上の子どもたちに申し訳ないとの自責の念が強く、赤ちゃんは育てられないので養子として託したいと、自ら連絡して来た。クリニックでは、まずは公的機関への相談を勧め、出産も緊急対応ができる病院で行うことが望ましいと伝え、この点でも公的機関の支援を受けるように勧めた。これを受けて、Eさんからも保健センターに直接連絡を入れたが、適切な支援にはつながらなかった。Eさんからは「出産する病院は自分で探すように」と言われて取り合ってもらえなかったとの報告があった。

対応のフロー図：



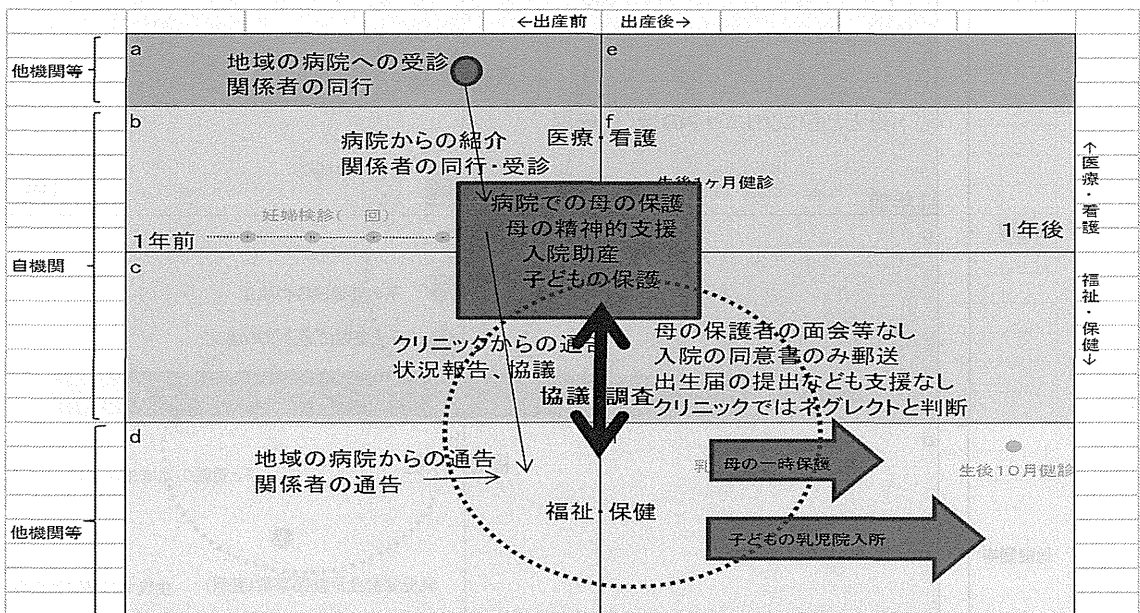
説明：1 クリニックでは、まずは困難を抱えた母親を受け止めることを優先する姿勢で支援にあたっているが、相談を勧めた公的機関の対応との間には、温度差があり、溝が埋まらなかったように見えた。公的機関の実際の対応の内容は不明であり、何故、隔たりが埋まらなかったのかは、検証できない。

2 妊娠月数が進んでいたこともあり、上の3人の子どもは、母親の妊娠・出産について知っているものと思われる。母親と上の子どもたちの生活は厳しいものの、他に特に問題は見られない。このような事例では、親子関係のみならず、法的なきょうだい関係をも断絶することが、子の福祉にとって最善であるかは検討されるべきと思われる。

<事例6>

概要：Fさんは高校に在学中である。妊娠の可能性に気づいた周囲が、母親に受診を勧めたが動かず、周囲の支援で地元産婦人科への受診となった。これにより、すでに妊娠30週を過ぎていることが判明した。Fさんは、妊娠の事実を認めるものの、子どもの父親はわからない、性関係の体験そのものが無いと言い続けている。母親は、関係者からの連絡に対しても動かず、電話連絡に対して交際男性に電話を代わってしまう状況が続く。関係者との協議では、Fさんの「生まれて来る子どもは養育ができず、養子として託したい」「学校を続けたい」との意向が確認された。出産予定日まで未だ数か月あるため、Fさんを保護する必要があると、クリニックで受け入れて欲しいとの申し出があった。子の父親が特定できないため、身近な男性からの性加害による妊娠の可能性も想定する必要がある。しかし、なかなか関係者の共通認識が得られない。

対応のフロー図：



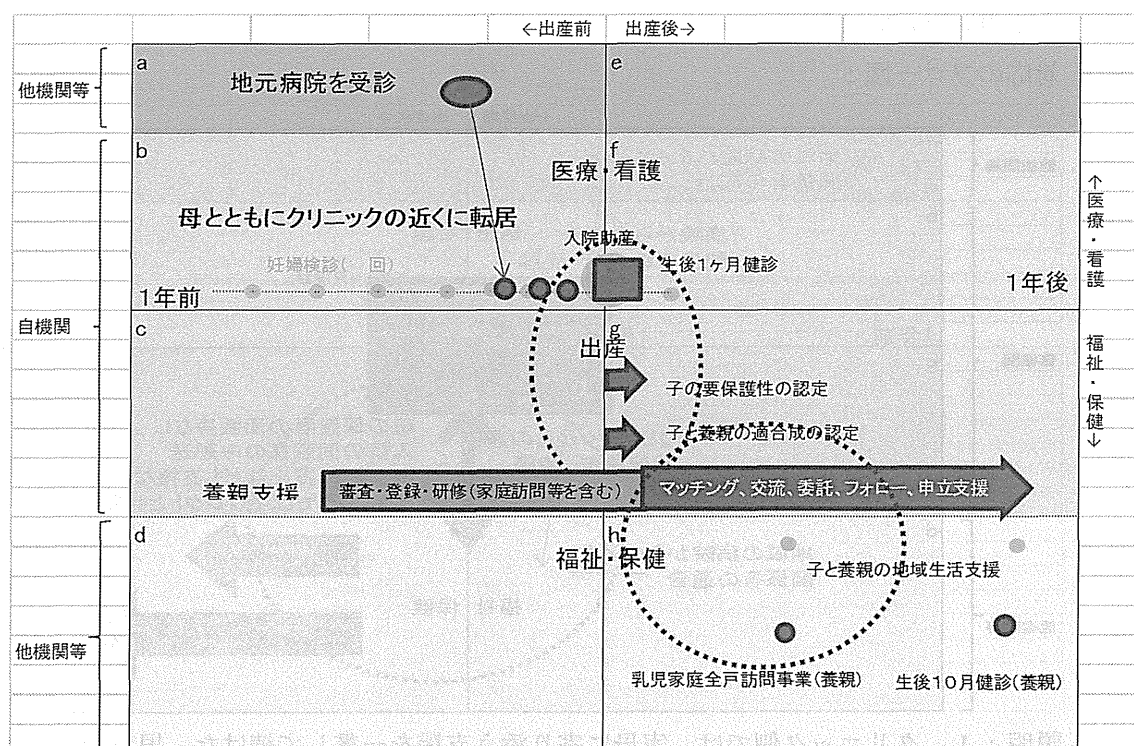
- 説明：1 クリニック側では、実母に寄り添う支援を一貫して続けた。児童相談所の判断や動きは、協議を重ねても、クリニックの側からは見えにくく、示される言葉や判断に、一喜一憂（怒りを含む）する様子が見てとれた。
- 2 保護者は、入院の同意書を提出した以外は、全く動かなかった。児童年齢にあたる母親の出産に際して何の連絡もせず、支援を行わないことは「ネグレクト」であり、母親から「家に帰りたくない」「適切に保護を受けられない」との意志表示があれば、これだけをもって、一時保護が必要と思われた。
- 3 児の出産後も同様の状態が続き、児は乳児院への入所、母親も一時保護となった。

<事例7>

概要：Gさんは中学生で、相手も同じ中学生。Gさんの母親が妊娠に気づき、人工妊娠中絶を希望して地元の産婦人科病院を受診したが、既に妊娠25週を過ぎていることが判明した。この病院から相談を受けた協議会加盟病院はGさん家族に、若年妊娠であり、特別養子縁組で子どもを託す可能性を考慮し、妊娠出産の事実を周囲に知られないために遠方のクリニック近くに転居して出産することを提案。クリニックも受け入れを了承した。

Gさんは、母親とともにクリニック近くのアパートに転居し、出産まで二人で生活した。出産後は児をかわいいと話し、心の揺れも見られるが、「今の私では育てられない」「子どもを幸せにしてくれる人に」と児を養子縁組に託すことを決めた。

対応のフロー図：



- 説明：1 妊娠が判った時点で、早期に祖父母が、母親を守ろうと行動している。
- 2 母親の年齢が中学生や高校生の場合、妊娠は、当事者にとって大きいことであるだけでなく、周囲にとっても重大なことであり受け止められる。ときには、その地域で暮らし続けることが難しくなることや、特に母親や父親である男性が高校生である場合には、「中途退学」に直結する。
- 3 当該母親と家族には、互いを守ろうという良好な関係があり、且つ、経済力もあったことから、一定の期間遠方のアパートで暮らし、その近くの病院で出産するということが可能となった。
- 4 母親は、出産後の児とも交流した上で、児を養親候補者に託す決断をした。